

第23期 中間決算公告

2023年12月22日

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
ソニー銀行株式会社
代表取締役社長 南 啓二

中間連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	711,616	預 金	3,780,381
コールローン及び買入手形	10,193	コールマネー及び売渡手形	369,175
買 入 金 銭 債 権	15,807	売 現 先 勘 定	204,148
金 銭 の 信 託	63,824	借 用 金	413,900
有 価 証 券	936,187	外 国 為 替	2,226
貸 出 金	3,196,736	社 債	40,000
外 国 為 替	6,324	そ の 他 負 債	109,907
そ の 他 資 産	101,636	賞 与 引 当 金	389
有 形 固 定 資 産	1,264	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,604
無 形 固 定 資 産	12,585	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	164
繰 延 税 金 資 産	2,303	負 債 の 部 合 計	4,921,898
貸 倒 引 当 金	△911	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,500
		資 本 剰 余 金	28,500
		利 益 剰 余 金	65,636
		株 主 資 本 合 計	132,636
		その他有価証券評価差額金	△1,338
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	201
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	14
		その他の包括利益累計額合計	△1,122
		非 支 配 株 主 持 分	4,156
		純 資 産 の 部 合 計	135,671
資 産 の 部 合 計	5,057,569	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,057,569

中間連結損益計算書 〔 2023年4月1日から
2023年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	49,253
資金運用収益	37,031
(うち貸出金利息)	15,181
(うち有価証券利息配当金)	17,959
役員取引等収益	10,669
その他業務収益	226
その他経常収益	1,325
経常費用	36,872
資金調達費用	12,080
(うち預金利息)	9,606
役員取引等費用	8,927
その他業務費用	511
営業経常費用	15,171
その他経常費用	181
経常利益	12,381
特別損失	35
固定資産処分損	35
税金等調整前中間純利益	12,345
法人税、住民税及び事業税	3,728
法人税等調整額	86
法人税等合計	3,815
中間純利益	8,530
非支配株主に帰属する中間純利益	298
親会社株主に帰属する中間純利益	8,232

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社 2社

会社名 ソニーペイメントサービス株式会社
ETC ソリューションズ株式会社

当中間連結会計期間より、当社の連結子会社であった SmartLink Network Hong Kong Limited は登記抹消が完了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結される子会社の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当社が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～18年
その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（概ね5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

変動金利の貸出金及び短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。

これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理

当社の有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。また、国内の連結される子会社の有形固定資産等に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

10. グループ通算制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	503 百万円
危険債権額	745 百万円
要管理債権額	1,375 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	1,375 百万円
小計額	2,624 百万円
正常債権額	3,201,183 百万円
合計額	3,203,808 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,375 百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	280,473 百万円
貸出金	643,598 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	6,000 百万円
売現先勘定	204,148 百万円
借入金	413,900 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券 16,230 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 26,510 百万円、保証金 712 百万円が含まれております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,449 百万円であり、これらの原契約期間は全て1年以内であります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 1,242 百万円

6. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 13.15%
なお、令和4年金融庁告示第22号等による改正後の平成18年金融庁告示第19号に則り算出しております。

（中間連結損益計算書関係）

中間包括利益 9,081百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注3）参照。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託				
その他の金銭の信託	—	25,541	38,282	63,824
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	—	137,535	—	137,535
社債	—	72,146	—	72,146
証券化商品	—	41,678	114,495	156,173
外国債券	—	232,639	40,896	273,535
その他	—	—	747	747
デリバティブ取引 (*1) (*2) (*3)				
金利関連	—	20,315	—	20,315
通貨関連	—	11,393	—	11,393
資産計	—	541,249	194,421	735,670
デリバティブ取引 (*1) (*2) (*3)				
金利関連	—	7,994	—	7,994
通貨関連	—	6,782	—	6,782
負債計	—	14,776	—	14,776

(*1) 中間連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれております。ヘッジ対象の相場変動を相殺するために金利スワップの特例処理を適用しているものについては、ヘッジ手段である金利スワップの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(*2) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は資産 16,920 百万円、負債 735 百万円となります。

(*3) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価				中間連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
社債	—	5,181	—	5,181	5,271	△90
証券化商品	—	—	258,759	258,759	262,091	△3,332
外国債券	—	24,575	—	24,575	24,709	△133
貸出金(*)	—	—	3,328,995	3,328,995	3,195,828	133,166
資産計	—	29,756	3,587,754	3,617,510	3,487,901	129,609
預金	—	3,776,845	—	3,776,845	3,780,381	△3,535
借入金	—	409,521	—	409,521	413,900	△4,378
社債	—	—	39,847	39,847	40,000	△152
負債計	—	4,186,367	39,847	4,226,215	4,234,281	△8,066

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金 908 百万円を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2又はレベル3に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(2) 有価証券

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しており、主に国債、地方債、社債等がこれに含まれております。証券化商品等、相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しており、算定にあたり観察可能なインプットを用いている場合はレベル2に、観察できないインプットを用いている場合はレベル3に分類しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、クレジット・スプレッド等が含まれます。

市場における取引価格が存在しない投資信託は、組み入れられた有価証券等に基づいて将来キャッシュ・フローを見積り、時価を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、観察できないインプットを用いているため、レベル3に分類しております。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。また、一部のリスク管理債権（期限の利益喪失債権、延滞債権等）については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。これらはレベル3に分類しております。

負債

(1) 預金

要求払預金は、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としております。

これらは、いずれもレベル2に分類しております。

(2) 借入金

借入金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル2に分類しております。

(3) 社債

当社の発行する社債は、市場価格がないことから、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に当社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル3に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引のうち、店頭取引は公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等により時価を算出しております。それらの評価技法で使用される主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2023年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	1.1%～3.3%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2023年9月30日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替(*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
金銭の信託								
その他の金銭の信託	33,207	2,660	△212	2,627	—	—	38,282	—
有価証券								
その他有価証券								
証券化商品	117,159	12,549	817	△12,463	—	△3,567	114,495	—
外国債券	28,213	1,390	37	12,741	—	△1,487	40,896	—
その他	931	46	—	△231	—	—	747	—

(*1) 主に中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能となったためであります。レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門にて時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）
非上場株式（*1）	93
組合出資金（*2）	3,882

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2023年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	証券化商品	3,859	3,872	12
	外国債券	16,915	17,043	128
	小計	20,775	20,916	140
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	5,271	5,181	△90
	証券化商品	258,231	254,886	△3,344
	外国債券	7,793	7,532	△261
	小計	271,296	267,599	△3,697
合計		292,072	288,515	△3,556

2. その他有価証券（2023年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	10,222	10,200	22
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	10,222	10,200	22
	その他	83,375	83,004	371
	証券化商品	37,063	36,963	99
	外国債券	44,232	43,964	268
	その他の証券	2,080	2,076	3
	小計	93,597	93,204	393
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債券	199,460	200,840	△1,379
	国債	116,737	117,685	△948
	地方債	20,797	20,900	△102
	社債	61,924	62,253	△328
	その他	362,888	375,167	△12,279
	証券化商品	119,110	119,716	△606
	外国債券	229,303	240,937	△11,633
	その他の証券	14,474	14,513	△38
	小計	562,348	576,007	△13,658
合計	655,946	669,211	△13,265	

3. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（2023年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えるも の(百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの(百万円)
その他の金銭の信託	63,824	64,018	△194	265	△460

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 177,722円3銭
- 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 11,124円98銭

(重要な後発事象)

国内無担保社債（私募債）の発行

当社は、2023年10月25日開催の取締役会において、以下のとおり国内無担保社債（私募債）の発行を包括決議いたしました。

(1) 社債の種類	国内無担保普通社債（サステナビリティ・リンク・ボンド）
(2) 発行総額	上限200億円
(3) 発行時期	2023年11月7日から2024年3月31日
(4) 利率	基準国債利回り+0.4%を上限とする固定金利
(5) 払込金額	各社債の金額100円につき金100円
(6) 償還期限及び償還方法	5年以内の満期一括償還
(7) 担保・保証	担保・保証は付さない
(8) 資金の使途	運転資金
(9) その他	<ul style="list-style-type: none">・サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）が未達の場合、償還までに環境保全活動を目的とする公益社団法人等に対して寄付を行う。・具体的な発行時期、総額、利率等の会社法第676条各号に掲げる事項及びその他社債の発行に関し必要な一切の事項については、本決議の範囲内で代表取締役に一任する。

第23期 中間決算公告

2023年12月22日

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
ソニー銀行株式会社
代表取締役社長 南 啓二

中間貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	711,443	預 金	3,804,892
コ ー ル ロ ー ン	10,193	コ ー ル マ ネ ー	369,175
買 入 金 銭 債 権	15,807	売 現 先 勘 定	204,148
金 銭 の 信 託	63,824	借 用 金	413,900
有 価 証 券	938,144	外 国 為 替	2,226
貸 出 金	3,196,736	社 債	40,000
外 国 為 替	6,324	そ の 他 負 債	69,617
そ の 他 資 産	79,927	未 払 法 人 税 等	2,468
そ の 他 の 資 産	79,927	資 産 除 去 債 務	204
有 形 固 定 資 産	958	そ の 他 の 負 債	66,944
無 形 固 定 資 産	9,304	賞 与 引 当 金	242
繰 延 税 金 資 産	2,169	退 職 給 付 引 当 金	1,444
貸 倒 引 当 金	△911	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	164
		負 債 の 部 合 計	4,905,812
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,500
		資 本 剰 余 金	28,500
		資 本 準 備 金	28,500
		利 益 剰 余 金	62,247
		利 益 準 備 金	3,971
		そ の 他 利 益 剰 余 金	58,275
		繰 越 利 益 剰 余 金	58,275
		株 主 資 本 合 計	129,247
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,338
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	201
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△1,136
		純 資 産 の 部 合 計	128,110
資 産 の 部 合 計	5,033,923	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,033,923

中間損益計算書 (2023年4月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	45,321
資金運用収益	37,031
(うち貸出金利息)	15,181
(うち有価証券利息配当金)	17,959
役員取引等収益	6,726
その他業務収益	226
その他経常収益	1,337
経常費用	33,993
資金調達費用	12,080
(うち預金利息)	9,606
役員取引等費用	8,817
その他業務費用	511
営業経常費用	12,429
その他経常費用	154
経常利益	11,328
税引前中間純利益	11,328
法人税、住民税及び事業税	3,403
法人税等調整額	90
法人税等合計	3,494
中間純利益	7,833

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当社が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	18年
その他	5年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（概ね5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生翌期から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

変動金利の貸出金及び短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。

これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理

有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

9. グループ通算制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,050百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	503百万円
危険債権額	745百万円
要管理債権額	1,375百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,375百万円
小計額	2,624百万円
正常債権額	3,201,183百万円
合計額	3,203,808百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,375百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	280,473百万円
貸出金	643,598百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	6,000百万円
売現先勘定	204,148百万円
借入金	413,900百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券16,230百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金26,510百万円、保証金595百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,449百万円であり、これらの原契約期間は全て1年以内であります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 710百万円

7. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 13.18%
 なお、令和4年金融庁告示第22号等による改正後の平成18年金融庁告示第19号に則り算出しております。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2023年9月30日現在）

	種類	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	証券化商品	3,859	3,872	12
	外国債券	16,915	17,043	128
	小計	20,775	20,916	140
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	5,271	5,181	△90
	証券化商品	258,231	254,886	△3,344
	外国債券	7,793	7,532	△261
	小計	271,296	267,599	△3,697
合計		292,072	288,515	△3,556

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2023年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	2,050

（注）当該株式については、市場価格のない株式であります。

3. その他有価証券（2023年9月30日現在）

	種類	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	10,222	10,200	22
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	10,222	10,200	22
	その他	83,375	83,004	371
	証券化商品	37,063	36,963	99
	外国債券	44,232	43,964	268
	その他の証券	2,080	2,076	3
	小計	93,597	93,204	393
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	199,460	200,840	△1,379
	国債	116,737	117,685	△948
	地方債	20,797	20,900	△102
	社債	61,924	62,253	△328
	その他	362,888	375,167	△12,279
	証券化商品	119,110	119,716	△606
	外国債券	229,303	240,937	△11,633
	その他の証券	14,474	14,513	△38
	小計	562,348	576,007	△13,658
	合計	655,946	669,211	△13,265

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
組合出資金	3,882

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（2023年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	63,824	64,018	△194	265	△460

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	180
退職給付引当金	442
賞与引当金	74
有価証券評価損	1,470
その他有価証券評価差額金	590
その他	1,013
繰延税金資産小計	3,772
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,470
評価性引当額小計	△1,470
繰延税金資産合計	2,302
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益	△89
その他	△43
繰延税金負債合計	△132
繰延税金資産の純額	2,169 百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額 173,122円95銭
2. 1株当たりの中間純利益金額 10,585円99銭

(重要な後発事象)

国内無担保社債（私募債）の発行

当社は、2023年10月25日開催の取締役会において、以下のとおり国内無担保社債（私募債）の発行を包括決議いたしました。

(1) 社債の種類	国内無担保普通社債（サステナビリティ・リンク・ボンド）
(2) 発行総額	上限200億円
(3) 発行時期	2023年11月7日から2024年3月31日
(4) 利率	基準国債利回り+0.4%を上限とする固定金利
(5) 払込金額	各社債の金額100円につき金100円
(6) 償還期限及び償還方法	5年以内の満期一括償還
(7) 担保・保証	担保・保証は付さない
(8) 資金の使途	運転資金
(9) その他	<ul style="list-style-type: none">・サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）が未達の場合、償還までに環境保全活動を目的とする公益社団法人等に対して寄付を行う。・具体的な発行時期、総額、利率等の会社法第676条各号に掲げる事項及びその他社債の発行に関し必要な一切の事項については、本決議の範囲内で代表取締役に一任する。